

「福岡市動物の愛護と管理推進協議会」平成28年度第1回協議会議事録(抄録)

1 日時：平成28年10月7日(金) 14時00分～17時20分

2 場所：福岡市文学館(赤煉瓦文化館) 第3会議室

3 出席者(氏名の50音順)

(1) 学識経験者

- ① 佐々木委員(筑紫女学園大学現代社会学部)・・・会長
- ② 山根委員(西南学院大学人間科学部)
- ③ 村上委員(学校法人滋慶文化学園福岡ECO動物海洋専門学校)

(2) 動物愛護に関する法人等

- ① 東田委員(一般社団法人福岡市獣医師会)・・・副会長
- ② 波多江委員(社団法人日本愛玩動物協会福岡県支所)
- ③ 森田委員(一般社団法人九州動物福祉協会)

(3) 動物愛護団体等

- ① 松崎委員(NPO法人犬文化創造ネットワーク)
- ② 恵良委員(福岡動物里親の会)
- ③ 木本委員(TNR-博多ねこ)

(4) 行政関係者

- ① 武田委員(福岡市教育委員会指導部学校指導課)
- ② 古野委員(福岡市保健福祉局生活衛生部)

欠席委員

山口委員(ビッグママプロジェクト)

1 挨拶

2 委員の紹介

山根委員の紹介

3 会長、副会長選出

会員の互選により、佐々木委員が会長に、東田委員が副会長に選出された。

4 議事 ◎：会長，○：委員，●：事務局，□：傍聴人

(1) 平成28年度の主な取り組みについて

●第2次福岡市動物愛護管理推進実施計画に基づく，平成28年度の主な取り組みについて説明（資料1及び参考資料を参照）。

○多頭飼育の届出制度だが，何頭以上を多頭というのか。

●そういうところも含めて検討する必要があるが，他都市では10頭以上と定めているところが多いようだ。

○ハローアニマルについて，小学校の中学年以上を対象に充実させる方針に転換したことは，非常に有意義なことと考える。低学年向けの場合，動物に触れることはできるものの，触れる人数が限られることが想定されるため，大規模な小学校からの申し込みは少なかった。

また，市獣医師会が行っている学校飼育動物の対象は低学年となっているので，対象学年の重複を避けることにもなるのではないかと思う。

●学期終了直前に，小学校に対しハローアニマルの周知を行い，長期休み期間中に小学校の先生方に検討していただく，ということを今年度から始めた。結果として，新規申込み数が増加している。

○モデル犬を活用する，となっているが，話の内容は主に犬に関する事なのか。

●モデルとしての活用は犬になるが，子どもたちにも動物に関する問題を知っていただきたいと考えており，話の内容には猫の話も含まれる。無責任なエサやり等が殺処分の原因となっていることなども伝えていきたい。

○広報媒体の活用ということだが，ペットショップの協力を得るような体制をつくっているのか。

●今日のご欠席だが，山口委員に依頼の上，ビッグママプロジェクトに加入しているペットショップの協力は得ている。

○ビッグマプロジェクトに加入，または賛同しているペットショップは，生体販売していないものが多い。広報を進めるに当たっては，生体販売しているペットショップの協力を得るべきと考える。

◎その件は，動物取扱業サポート店制度が絡んでくると思うので，後ほど議論したい。

○遺棄防止のポスターを，ホームページからダウンロードできるようにしていただきたい。

●承知した。

○多頭飼育については，個人情報の観点から，他部署との連携がなかなか進まないのではと思う。他部署から積極的に情報を得るのではなく，「こういう方がいたら相談できる場所がありますよ」という形で周知するほうが効果的ではないか。

◎この問題は，第1次計画においても短期目標であったため，今年度で目途を立てる必要があると思う。前回の協議会にて，市に相談しやすい形にもなるため，多頭飼育の届出等も検討すべきと議論になった。次回の協議会にて，検討の結果を市が提案したいとの旨を聞いているが，何か助言等お願いしたい。

○保健福祉局で地域包括ケアシステムを推進していると思うが，そちらのほうから情報提供をいただくことは可能だろうか。サポートが必要な方たちの情報は当然入って来ると思うのだが。

●飼い主本人からの相談であれば当然対応が可能なので，地域包括ケアシステムに関わる部署等に，多頭飼育の相談先として動物愛護管理センターがあることを周知しているところである。周知先の職員等から，飼い主に情報提供をしていただき，飼い主から動物愛護管理センターへ相談が来ることをイメージしている。

○ぜひシステムを利用した積極的な情報収集を検討してほしい。

●検討する。

○多頭となっているが、1頭や2頭など少ない頭数でも、高齢者や障がいのある方が1人で飼育している場合に問題になるケースもある。そこも含めて対応をお願いしたい。

●承知した。

◎他部署との連携の必要性については、前回の協議会でも議論になっている。エサやりの問題を含めた福祉との連携や、地域猫活動を地域でどう考えるかということなど、動物愛護に関することについて、地域包括ケアシステムに組み込むことは可能なのか。

○ケアプランセンターの方から、頭数に関わらず、足を踏み入れたくないような飼い方をされている高齢者が一定数いると聞いた。ケアプランセンターの方は地域包括ケアにも関与しているので、私たち動物関係のボランティアと一緒に話をしに行き、まず顔見知りになることで、そこから色々とお話ができるようなシステムを作っていこうという話をしているところである。

また、ケアマネジャーは、規定で、動物の世話は一切できず、動物のエサ等の買い物もできないので、動物関係のボランティア等がフォローしていければと思う。今年から来年にかけて、試行的に地域包括支援センター（いきいきセンターふくおか）やケアマネジャーと連携しようと進めている。

○地域包括ケアシステムの中に、動物行政の獣医師は入っていないようだが、CAPP活動（アニマルセラピー）により、高齢者が動物の温もりや優しさに触れる機会を創出する等、動物行政に関わる価値はあると思う。

○動物関係のことは二の次にされやすいが、人と動物との調和のとれた共生社会を目指していく以上は、積極的に市民等に対し情報発信していく必要があると思うので、ぜひ関わってほしい。

○まずはオブザーバーでもいいので、ぜひ関与をお願いしたい。

●承知した。

○狂犬病予防注射の重要性を周知するために、狂犬病を発症した犬の映像を飼い主に見せることができないだろうか。どれだけ啓発しても、「室内飼いだから」「日本では発生していないのだから」と、注射をしない飼い主が後を絶たない。映像を見れば、注射の重要性・必要性を理解していただけると思う。

○市獣医師会と市は、狂犬病予防注射の接種率の低下について、継続的に議論してきた。土日や、春だけでなく秋にも集合注射を実施するなど、長年に渡って様々な方法を取ってきているのは事実だが、最も効果的だったのはマスコミの力だったと個人的には考えており、報道関係者との関係性を作ろうと努力しているところである。

近年、マスコミの力を借りて、ある種の強制力のようなものが働く社会づくりに持っていくほうがいいのではないかと考えるようになった。例えば、イベントやお店、宿泊施設などに動物を連れて行く場合、注射が必須になるなど。当然、注射の利便性等も考え、市とも継続的に協議しているというのはご理解いただきたいと思う。

○映像を見た結果、犬を飼うことが怖くなって手放す人が増える可能性もあるので、先ほどの強制力が働く社会づくりというのがいいと思う。安易に飼う方は、安易に手放すのではないか。

○手放す可能性は否定できないが、一過性のものではあると思う。映像を見たら、安易に飼う人はいなくなるのではないか。ドッグランや美容関係等のお店では、注射の有無の確認を現在でも徹底しているにも関わらず、なかなか強制力が働かないので、他の手立ても必要だと感じる。

○災害対策について、市獣医師会と市生活衛生課とは協定書を交わしているが、小学校が避難所になる場合が非常に多いので、先日、教育委員会とも協定書を交わしたことを報告する。

ただ、市獣医師会と生活衛生課または教育委員会の協定書があっても、市民局の防災・危機管理課が災害対策の主管となると思われるので、防災・危機管理課との連携をぜひお願いしたい。

○同行避難について、飼い主に対するパンフレット等は充実してきたと思うが、飼い主以外の方の理解は進んでいないと感じる。避難所によって、動物を受け入れるか否かの対応も異なるのが現状。

○同行避難と同伴避難の違いも理解されていないと思う。同行避難は、避難所まで一緒に避難することであり、同伴避難は、避難所で一緒に生活することであるとのこと。言葉の違いが認識されておらず、熊本地震の際も混乱が起きたと聞いている。

○赤ちゃんなど人間の子どもでさえ嫌がられることの多い避難所に、犬を連れて行けるのかという声も聞いた。同行避難、同伴避難について理解を得るために、言葉は悪いが、この機会を生かして情報発信できる形を取っていきたい。

◎貴重な資料が色々あるので、ぜひ参考にさせていただく。

(2) ミルクボランティア事業の進捗状況について

●子猫の譲渡推進に向けた取り組みとして、平成28年度から開始したミルクボランティア事業の進捗状況について説明（資料2を参照）

○子猫は、不妊去勢の前に市民に譲渡するということだが、不妊去勢をしたかどうかという追跡調査はするのか。

●ミルクボランティア事業の対象猫には、譲渡前にマイクロチップを装着することとしている。事業の対象猫であることを担保するため、市獣医師会でマイクロチップ番号を確認し、手術を実施する。したがって、手術済みの個体を把握することで、手術をしていない飼い主を把握することが可能である。

○1人のミルクボランティアに対して、預ける頭数は決まっているのか。

○1戸建ての場合、申請されている預かり可能頭数を上限としているが、集合住宅の場合、管理規約に基づいて頭数を定めている。そのため、1人当たり1頭または2頭という方が多い。

○動物愛護管理センターに収容された時点で妊娠していたメスが、動物愛護管理センター内で出産した場合でも、事業の対象になるのか。

●事業の対象とはせず、基本的には母猫に育ててもらおうこととしている。その方が、社会性も身につくと思われる。また、母猫であれば、排尿、排便などの世話も自ら行うので、ミルクボランティアの哺育も不要となる。

○これはボランティアであって、報酬は発生しないという理解でよろしいか。

●その通り。この事業は、子猫の譲渡推進に向けた取組みであると同時に、育むという喜びを知ってもらうことのできる事業と考え、実施している。子育てが終わったご家庭、退職されて時間のあるご夫婦などに取り組んでいただき、ご家族の会話を増やしていただくことにも繋がると考えている。なお、ミルク等の物資、健康管理等の支援により実費は発生しない体制を整備している。

○他都市では、既にミルクボランティアを始めているのか。

●近隣では、熊本市と北九州市が既に始めている。

●全国的には、20政令市中11番目のスタートとなり、決して取組みが早い訳ではない。しかし、他都市とは違い、市獣医師会の支援により、一時預かり開始後すぐに健康診断をし、具合が悪いときは獣医師会の病院で何度でも受診が可能という体制を整備したことにより、全国的にも高いレベルでミルクボランティアをフォローできると考えている。マイクロチップも、一時預かり終了後に装着することになっているのが特色と言える。

◎気がかりなのは、殺処分をゼロにするためには、相当数の子猫の譲渡先を新たに探す必要が生じるということ、及び、来年度以降予定頭数を増やしていくためには、ミルクボランティアの数が少ないことである。

●今年度末に、再度ミルクボランティアを募集し、一時預かり頭数を増やしていく予定である。どこまで頭数を増やしていくかについてお約束はできないが、状態の悪いもの以外については預かっていただけるようにしていきたいと考えている。

◎譲渡先を確保するためには、広報の充実が必須だと思う。

○そのような懸念を抱くのは当然だと思う。事業開始前、市獣医師会と市の両方で複数回の会議を開催し、事業の内容を詰めてきた。譲渡先の確保が急務ということで、市の広報の充実はもちろん、市獣医師会及び動物病院からの情報発信によって、対応していきたいと考えている。

○ミルクボランティアを公募してから、動物愛護管理センターに持ち込まれる飼い猫の頭数に変化はあるか。

●動物愛護管理センターに收容される猫の大部分は、警察経由で收容される猫が占めている。ミルクボランティアの公募前後で、飼い猫の引取り数に変化はない。動物愛護管理センターとしては、やむを得ず処分をしないといけない子猫を救いたいと考えた上で始めた事業であり、積極的に飼い主から子猫を引取るつもりはない。これまで同様、飼い主の責務等について啓発を進めていきたいと思う。

○事業の周知が進めば、離乳前の子猫は早く動物愛護管理センターに持ち込もうと考える人が出てくるのではないかと危惧している。

●誤解がないように、周知を進めていきたい。

○野良猫対策と並行して進めなければ、動物愛護管理センターの收容能力を超えてしまうのではないかと思う。

●野良猫に対する無責任なエサやりが、大部分の殺処分の原因となっていることを今後も伝えていく。

○離乳前子猫について困った方から相談を受けることがある。最初は動物愛護管理センターに持ち込むしかないと思う方が大半だが、「離乳前子猫の中には、助かる子猫もいる。哺育は大変だと思うが、何とか里親を探すので、それまで頑張ってもらえないだろうか」と言うと、約半分の方は頑張ってくれる。そのように声掛けをしていくのも必要なのではないかと思う。

◎ミルクボランティアが新しく飼い主を探すというような意味合いか。

○動物愛護管理センターの職員，または動物愛護団体の方から声掛けできればと思う。

(3) 動物取扱業サポート店制度について

●動物取扱業者の資質向上に寄与するものとして，動物取扱業サポート店制度について説明（資料3を参照）

○他都市に同様の制度はあるか。

●調査した範囲では，初めての試みだと認識している。

○動物取扱業サポート店の認定業者を，市から周知する予定なのか。

●動物愛護管理センターのホームページ「わんにゃんよかネット」にて，業者をリスト化して掲載する予定である。また，認定業者に対し，認定証やステッカーのようなものをお渡しし，店頭に掲示していただくことを検討している。

○広く一般の方に，制度の周知をお願いしたい。

○業者に対し，この制度を検討していることを周知しているのか。

●まだ何も決定していない段階なので，現在のところ周知はしていない。決定した段階で，動物取扱責任者研修会で周知していきたいと考えている。

○制度としては良い取組みだと思うが，業者にとってメリットがなければ，認定を申請する業者は増えないと思う。認定されることによる差別化が必要ではないかと考える。

◎狂犬病の予防接種を認定種類や認定基準に含めてはどうか。

●承知した。

●メリットの件だが、現在検討している、ホームページ掲載やステッカー等の配布では弱いだらうか。

○一般の方に周知されていれば、それで構わないと思う。周知さえしてあれば、それが大きなメリットになる。

●制度を開始する際には、市政だよりへの掲載等以外にも、記者投込みを予定している。マスコミに取り上げていただくことにより、一般の方に周知を図り、業者の申請数が増加するのではないかと期待している。

◎所有者明示サポーターの認定基準が、他のサポーターに比べて少し弱いと思う。

●認定基準については我々も苦慮している。この案を、練り上げていく予定である。

○1業者につき1種類の認定となるのか、2種類以上の認定が可能なのか。

●2種類以上の認定が可能である。

◎3種類認定を受ければ、三つ星を取れるようなイメージでよいか。

●現段階では、認定種類によってステッカーの種類を変えて配布することを想定している。三つ星など、同じデザインで星の数が違うものを配布するとなると、業者の業態によって認定可能な種類が制限される場合があるので、難しいのではと考えている。

◎業態によっては、星が増やせない場合があるということか。

●その通り。事業開始としては早くても平成30年度になると思うので、まだ検討の余地がある。後日でも構わないので、ご意見いただければと思う。

(4)「福岡市猫との共生ガイドライン」の見直しについて

●平成19年度の策定から約10年が経過した「福岡市猫との共生ガイドライン」の見直しについて説明（資料4を参照）。

○32ページ「愛護動物をみだりに殺した傷つけた者は」の部分を、強調してほしい。また、飼い猫に限らず野良猫も愛護動物であるということも記載してほしい。

○2ページ「寿命」だが、以前に比べるとエサの質も良くなったので、寿命は延びているのではないか。根拠はあるのか。

●多くの文献で3～5年と言われているので、それを引用している。

○寿命3～5年については、実はあまり根拠がない。正確な調査も行われていないので、おそらく目安になると思う。研究を行っていた相島などでは、10歳以上生きる野良猫もいた。そういう猫がいるにも関わらず、3～5年しか生きられないのでかわいそうという表現、メディア等でもよく目にする。

◎相島の猫について、平均寿命は計算していないのか。

○研究期間が7年だったので、平均寿命は計算できなかった。ただし、相島は交通事故が少ないなど、居住環境が良好なので、3分の1程度の猫が10歳以上生きていたと思う。

○15ページ「繁殖」と「寿命」だが、エサが豊富なことから、繁殖頭数の増加や寿命の延長が生じているということを明示すべきと考える。無責任なエサやりが良くないことだということを、一般にもわかりやすくしたい。

○地域猫活動の目的が、野良猫を減らすことだと考えている方が多数いるので、そうではないことを明確にすべきではないか。

◎地域猫活動は、猫に起因する問題が生じている地域において、その問題を解決する方法であり、苦情を減らす方法であるということを明示すべきと考える。

○野良猫と地域猫との違いを明確にするためにも、そうすべきと考える。

◎31ページ「猫の被害に困っている方へ」にて、猫の被害に困っている方、猫が嫌いな方もいる中で、どうやって共生していくのかを明示しないと納得していただけないと思われる。

◎市にはノネコはいないのか。いるのであれば、「猫の定義」に追加する必要があるので、確認しておくべきと思う。

○ノネコと野良猫との違いは。

◎ノネコは、エサ、居住空間等に関して人に依存せず、自活している猫のことである。

●承知した。確認する。

○屋外飼育をする場合、マイクロチップを装着し、不妊去勢をする等の文言を追記した方がよいと考える。

●屋内、屋外に関わらず、災害時など逃げてしまう場合があるので、不妊去勢と所有者明示は必要だということ考えている。

○罰則がないと、屋内飼育は進まないのではないか。

◎議論が分かれるところではあるが、個人的には屋外飼育でも問題はないと考える。屋外飼育が法律で禁止されている訳ではないので、将来的にどのように猫と人間が共生すべきなのか、もう少しビジョンを持つべきだと思う。

○今後登録制の導入を検討する上で、例えば、外にいる猫に週5日以上エサを与えた場合は飼い主とみなされる、などの仕組みを考えてもいいのではないか。そうして少しずつ意識を浸透させた後、登録制の導入にシフトしてもよいと思う。今、仮に登録制を導入しても、屋外飼育の飼い猫でも、野良猫と言い張る方がいることが予想される。

○20ページ「不妊去勢手術と多頭飼育」にて、主なメリットとして、オスもメスも「発情ストレスからの解放」と記載されているが、これは誰に対してのストレスなのか。猫にとっては、発情はストレスではないのだが。

○人間に対してのストレス，ということだと思う。

○そうであれば、「発情ストレス」というよりも、「発情によるコーリングやケンカを防止する」という書き方のほうがよいのではないかと思う。

○23ページ「飼育に係る費用」が高すぎるのではと思う。1年間に18万円必要になるとはなかなか思えない。

○ペット保険会社の調査で、年間の治療費の平均が1万5千円だったと思うので、エサの費用を含めていくらになるのか、もう1度検討してもよいと思う。

(5)「飼い主のいない猫との共生支援事業」に関する現状について

●「飼い主のいない猫との共生支援事業」に関する現状について説明（資料5を参照）。

◎議論を始める前に、傍聴人からご意見があるそうなので、まずは伺いたいと思う。

□本日、「福岡市猫との共生ガイドライン」の見直しについての議論があったが、被害者側からは納得のいかない総括が行われていると感じる。

結論から申し上げれば、「飼い主のいない猫との共生支援事業」は中止していただきたい。これには複数の理由がある。

まず、効果がない。福岡市は、地域猫活動によって「猫を減らすことができる」「被害を減らすことができる」と言っているが、そのような効果はない。

次に、地域猫活動による被害の発生。これについては活動者と市は連帯して賠償をお願いしたい。ミルクボランティア事業の説明で、子猫の収容数が多いという説明があったが、それは市が引取りを拒否しているからである。引取り拒否の結果、地域の猫の数が増えているのは明白である。

□地域猫活動への支援は、平成 21 年度から約 7 年間に渡って実施されているが、先ほど事務局から説明があったように、様々な問題が噴出している。なぜもっと早期に探知できなかったのか、疑問である。

なお、協議会についてだが、委員構成に偏りがあると感じる。被害者の立場からの意見がない。会長が屋外飼育を肯定していることにも問題がある。環境省告示「家庭動物等の飼養および保管に関する基準」にて、「猫の所有者等は、疾病の感染防止、不慮の事故防止等猫の健康及び安全の保持並びに周辺環境の保全の観点から、当該猫の屋内飼養に努めること」という努力義務が課されている。

例えば私の場合、野良猫にエサやりをしている方を訴えたこともある。昨年 3 月に福岡高裁で判決が下され、賠償が認められた。このようなことが起こるのは一体なぜか、考えていただきたい。

◎被害を受けた方からの意見というのは、非常に重要な話だと思っている。何かご意見はないか。

○猫についてお困りというのは、猫にエサを与えている人による害、人害を受けているということによろしいか。

□人害というより、生活妨害という人権侵害と認識している。地域猫についても、本日の議論では「猫を減らすことが目的ではない」との発言があったが、我々は当初、「猫を減らすことができる」と聞いていたので、困惑している。

◎市がそのように広報しているのであれば、それは訂正の必要があると思う。

○私は長く委員を務めているが、会議を重ねるうちに、あまりに偏った動物愛護思想の方が多いことがわかってきた。そのため、協議会にて、何とかしなければと必死に議論してきた。協議会は、動物が好きな方のためだけの楽しい世の中を作ろうというための会議ではなく、嫌いな方もいる中で、共生していくためにはどうすればよいかを考えてきたことをご理解いただきたい。

□私は平成 24 年の協議会も傍聴しているが、その時の協議会と今回の協議会で、どちらも議論されている内容が同じだと感じた。

◎私は、動物に関する問題は、地域の住民で考えていただきたいと考えており、傍聴人にもそのようにお願いしたい。市にも、そのような方向に進めていただければと考える。

□地域で考えるためには、正しい知識がないといけない。

◎それは住民の皆様で勉強していただく必要があると思う。傍聴人の住んでいる地域に講師が必要であれば、市や山根委員が講師として赴き、猫について説明した上で、地域としてどう猫と向き合うのか、議論していただければと考える。そのために必要な情報があれば、提供する。

□ただ、全く関わりたくないという方もいるのは事実。野良猫の存在自体、認めないという方もいる。

◎一方で野良猫にいてほしいという方もいるので、そういった方々と地域でぜひ議論していただいて、住んでいる地域をどうしていくかを考え、ご提案いただければと思う。

○本日、事務局が効果を総括したところだが、実は他都市でも、大変効果的な方法が出て来ていないのが現状である。何をやっているのかというお叱りの言葉はもっともであり、貴重な意見として拝聴し、重々受けとめさせていただく。

□今後ともよろしくお願いしたい。

◎では議論を協議会のほうに戻したいと思う。この問題については、壁にぶつかっているという状況だと思うが、市としてはこの問題をどうするのか、改善策や新しい施策を出せるのか、悩んでいるところではないかと思う。ぜひいろいろなご提案をいただいて、模索したい。

○市にお願いしたいと思うが、地域猫活動について、他都市の実績を調査していただきたい。うまくいっている例、いっていない例どちらもあると思う。

○地域猫活動だが、その地域で困っている問題が解消されたら、そこで支援が終了するのか。

●即終了となる訳ではない。不妊去勢手術の支援期間は、原則として1年間と決まっている。

○手術以外の支援はなにか。

●地域で合意形成を図る支援などがある。集會に職員を派遣し、地域猫活動の説明をした上で、ルール作り等の助言をさせていただく。

○地域猫の場合、エサをきちんと与えていくので、10年以上生きる可能性がある。エサやりやトイレの管理など、活動のルールが守られないと、10年以上も苦情が継続していくこととなる。そういったことは防ぐ必要があるので、ルールを守らない地域は活動終了、ということではなく、もう1度市も立ち会うなど、フォローしていくべきだと思う。

ここまで指定地域数が多いというのは、短絡的に指定をしたと言わざるを得ないのではないかと。そんなに容易な活動ではない。逆に、手続きを改善した28年度の新規指定地域は、活動開始までが容易ではなかったため、活動がより充実した地域になっていくのではないかと。指定地域数が減ったからという数字上のことだけに注目するのではなく、たとえ指定地域数は少なくても、ルールが守られていくことにより地域住民の苦情は減っていくことの裏付けに繋がる地域になり得ると思うので、長い目で検討してもらいたい。

◎継続的な活動が必須となるので、手術の支援期間が1年間というのは短すぎるのかもしれない。継続してほしいという要望は、以前からあると思う。最低3年間は手術の支援をし、大部分の猫の不妊去勢をしながら、体制づくりをサポートするというのはどうだろうか。

○地域猫ではなく、野良猫のエサやりを禁止するような条例は作れないのか。罰則など厳しい対応をしていかないと、エサやりは減らないと思う。

また、その他に、野良猫の不妊去勢手術について獣医師会にご協力いただくという方法もあるかもしれない。

◎野良猫の不妊去勢手術については、県獣医師会が必ず猫事業で支援をしている。

○最大の問題は、市の支援事業やあすなろ猫事業により不妊去勢手術をされた方が、手術だけで満足してしまっている場合が多いということだと思ふ。手術をしているのだからエサを与えていいと思ひ込んでしまふ方が多い。

そのため、例えば公園などのエサやり禁止の場所で、管理事務所主体で活動する場合、もしくは市営住宅などペット飼育不可の場所で猫を一斉に手術する場合など、エサやり禁止地域の支援を本格的に検討してもよいと思ふ。